**おむつ代に係る医療費控除**

**○おむつ代医療費控除について**

傷病により、おおむね６ヶ月以上にわたり寝たきり状態にあり、治療上、継続しておむつの使用が必要な方は、おむつ代の領収書と医師が発行する「おむつ使用証明書」を、確定申告時に提出することで、医療費控除を受けることができます。

**○確定申告に必要な書類と手続き手順について**

■ 初めて申請する方

【確定申告等に必要な書類】

・ おむつ代の領収書

・ 医師が証明する「おむつ使用証明書」

【初年度の手続き手順】

① 山鹿市公式サイトより「おむつ使用証明書」をダウンロードし印刷、又は、市役所長寿支援課、各市民センター窓口にて取得し、担当医師に記入していただく（医師の記入料金がかかる場合があります）

② 担当医師に記入いただいた「おむつ使用証明書」とおむつ代の領収書を確定申告時に添付書類として提出

■ ２年目以降の申請の方

【確定申告等に必要な書類】

・ おむつ代の領収書

・ 山鹿市が発行する「おむつ代医療費控除に係る主治医意見書内容確認書」

※山鹿市が発行する「おむつ代医療費控除に係る主治医意見書内容確認書」について

以下の全ての項目に該当する方に対し、山鹿市が交付する証明書です。

一つでも該当しない項目がある場合、「初めて申請する方」と同じ方法で申告していただき医師が証明する「おむつ使用証明書」が必要になります。

○要介護認定を受けていること

○山鹿市が保有する要介護認定資料（主治医意見書）にて、以下の全ての事項が確認できること

・主治医意見書の作成日が、おむつを使用した当該年またはその前年

・主治医意見書の「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）」が「Ｂ１～Ｃ２」のいずれか

・主治医意見書の「尿失禁の発生可能性」が「あり」

【２年目以降の手続き手順】

① 「おむつ代医療費控除に係る主治医意見書内容確認書」の交付に該当するか、山鹿市役所長寿支援課（℡０９６８－４３－１１８０）までお問い合わせ下さい。

② 該当する場合、長寿支援課にて申請書に記入いただくか、ホームページより申請書をダウンロードされ記入ください。

③ 山鹿市が交付した「おむつ代医療費控除に係る主治医意見書内容確認書」とおむつ代の領収書を確定申告時に添付書類として提出

**おむつに係る医療費控除の手続きフローチャート**

●**２年目以降の方**

①長寿支援課に問合せ

ちょうｊｙ「

●**初めて申請する方**

①「おむつ使用証明書」下記いずれかで取得

・山鹿市ホームページよりダウンロード

・長寿支援課で取得

「おむつ代医療費控除に係る主治医意見書内容確認書」の交付に**該当しない**

②「おむつ代医療費控除に係る主治医意見書内容確認書」の交付に**該当する**

②医療機関にて医師の証明を受ける

【確定申告時に提出】

・おむつ代の領収書

・医師が証明した「おむつ使用証明書」

③長寿支援課へ「おむつ代医療費控除に係る主治医意見書内容確認書」の申請

ちょうｊｙ「

④「おむつ代医療費控除に係る主治医意見書内容確認書」

の交付

【確定申告時に提出】

・おむつ代の領収書

・おむつ代医療費控除に係る主治医意見書内容確認書

問い合わせ

ちょうｊｙ「

山鹿市役所　長寿支援課　長寿総務係　　ＴＥＬ：０９６８－４３－１１８０